

ナリトシ其後密々協議中ナリレカ大政實ニ勞
 働組合 松田宗次郎 (労働) ハ元今ハ職ヲシ
 リシ関係ヨリ今人ニ諮リタル上 區長 (後行職ヲシテ)
 藤田捨吉ヲ代表トシ一昨廿四日會社ニ對シ左
 嘆願書ヲ提出シタルニ會社側ハ直ニ對應策ヲ
 協議ノ結果之カ為メ餘糧ヲ讓ス等ノコト
 アリテハト憂慮シ右解雇申渡ヲ取消シ自
 然淘汰ノ方法ニ依リ職ヲ減員スルコトニ決
 定シ即日此旨職又ニ通知シタルニ職又側モ
 之ヲ諒トシ今時ニ嘆願書ヲ撤回シ本件ハ茲ニ
 円満ナル解決ヲ告ケタルカ尚區長ハ十三名ハ
 今回撥械吹トナリテ作業方法一変シタル
 コトヲ内々欣ハサルノ風アリ此實ニ付今ノ故モ
 多少苦慮ヲ申出ワルヤモ難計引継注意中
 ナリ

左
 嘆願書

(希文ノマ)

- 一、退職手当
 - 職ニハ一ヶ年以内五十日分以上、一ヶ年ヲ
 - 増毎ニ二十日分
 - 區長ハ一ヶ年以内一ヶ三百円以上、一ヶ年ヲ
 - 増毎ニ二百円ノ割ニテ支給スルコト
- 一、歸國旅費
- 一、本嘆願ニ對シテハ二十六日午後四時迄ニ
- 一、回答セラレタキコト

以上

右及申(通)報候也